

(仮称)第2次草津市自殺対策行動計画について

健康福祉部健康増進課

1. 計画の概要

- 本市の自殺の現状と実態、課題をもとに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方向を定めたものであり、様々な分野の関係機関や団体との連携、協働により、自殺ゼロを目指した取り組みを推進するもの

2. 法的根拠

- 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項
※市町村自殺対策計画として作成

3. 計画期間

- 平成31～35年度
(第1次 平成26～30年度)

4. 策定の方向性

- 現計画の評価、現状分析を行うとともに、平成29年度に見直しされた国の自殺総合対策大綱や、同年度に新たに策定された県の自殺対策計画において示された新たな基本方針および施策の拡充（支援の強化、更なる推進）内容との整合を図り、市の基本方針の見直しや基本施策の組み替え等を行い、第2次計画を策定する。

なお、策定にあたっては、第5次総合計画をはじめ、健康くさつ21計画他の計画の内容との整合性も図る。

5. 策定体制

- 草津市自殺対策推進会議（定員 15 名）
 - （1）学識経験を有する者 3 名
 - （2）公募市民 3 名
 - （3）自殺対策に取り組む団体から選出された者 2 名
 - （4）その他市長が必要と認める者 7 名
- 自殺対策関係課会議 関係課 18 課

6. 数値目標について

- 本市は、市民一人ひとりの尊いのちが自死という形で失われることのないよう、自殺死亡者数ゼロを目指し、以下のとおり取り組む。

	現状	目標値	
	<平成 24 年>	<平成 30 年>	<平成 29 年>
草津市自殺対策 行動計画	自殺死亡者数 21 人 自殺死亡率 16.7	自殺死亡者数 13 人以下	自殺死亡者数 13 人

※自殺死亡率：人口 10 万人あたりの自殺死亡者数

7. 策定スケジュール

別紙のとおり

参照条文

○ 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）抄

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。